

# 第487回岩手県青少年環境浄化審議会

日 時 令和7年2月7日(金)13時30分～

場 所 いわて若者カフェ（岩手県公会堂地下）

## 次第

1 開 会

2 審議会成立宣言

3 審議（諮問）事項

青少年のための環境浄化に関する条例第10条第1項（第10条の2第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づく青少年に不健全な図書類の指定の適否について

4 その他

5 閉 会

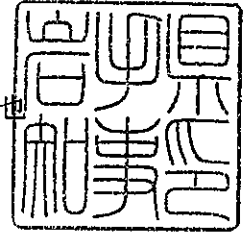
## 【添付】

「青少年に不健全な図書類の諮問について」謄本（令和7年1月31日付、若第549号）

若 第 408 号  
令和 6 年 11 月 6 日

岩手県青少年環境浄化審議会会長 様

岩手県知事 達 増 拓 也



青少年に不健全な図書類について（諮問）

青少年のための環境浄化に関する条例（昭和 54 年岩手県条例第 35 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく青少年に不健全な図書類として、指定することの適否について意見を求めます。

記

図書類 別紙「諮問不健全図書一覧表」のとおり

諮問不健全図書一覧表

[令和7年2月7日(金) 開催]

番号	種類	名称等	発行所名	発売元名	発行(発売)月日
1	雑誌	芸能アイドル封印解禁SEXYショットスペシャル	株式会社ブレインハウス	株式会社メディアソフト	令和7年2月20日
2	〃	実話ナックルズウルトラ vol.35	株式会社大洋図書	株式会社大洋図書	令和7年1月10日
3	〃	実話ナックルズGOLD vol.42	株式会社大洋図書	株式会社大洋図書	令和7年2月20日
4	〃	週刊実話 2月13日号	株式会社日本ジャーナル出版	株式会社日本ジャーナル出版	令和7年2月23日

## 参考資料

## 1 市町村別図書類等自動販売機設置状況

### (1) 今年度の推移

市町村名	自動販売機設置 R6. 4. 1		自動販売機設置 R7. 2. 7 現在		市町村名	自動販売機設置 R6. 4. 1		自動販売機設置 R7. 2. 7 現在	
	台数	箇所	台数	箇所		台数	箇所	台数	箇所
盛岡市	7	(2)	3	(2)	一関市	7	(3)	7	(3)
八幡平市	3	(1)	3	(1)	遠野市	3	(1)	3	(1)
滝沢市	14	(4)	14	(4)	宮古市	7	(2)	7	(2)
矢巾町	6	(2)	6	(2)	山田町	3	(1)	3	(1)
紫波町	3	(1)	3	(1)	普代村	3	(1)	3	(1)
花巻市	6	(3)	6	(3)	久慈市	2	(1)	2	(1)
北上市	7	(3)	7	(3)	二戸市	2	(1)	2	(1)
奥州市	4	(2)	4	(2)	九戸市	2	(1)	2	(1)
平泉町	2	(1)	2	(1)					
合計 (R64. 1)		81 台 30 箇所		合計 (R7. 2. 7 現在)		77 台 30 箇所			

### (2) 稼働台数

市町村名	自動販売機設置 R7. 2. 7 現在		無稼働		市町村名	自動販売機設置 R7. 2. 7 現在		無稼働	
	台数	箇所	台数	箇所		台数	箇所	台数	箇所
盛岡市	3	(2)	0	(0)	一関市	7	(3)	4	(2)
八幡平市	3	(1)	0	(0)	遠野市	3	(1)	0	(0)
滝沢市	14	(4)	3	(1)	宮古市	7	(2)	2	(1)
矢巾町	6	(2)	0	(0)	山田町	3	(1)	3	(1)
紫波町	3	(1)	1	(1)	普代村	3	(1)	3	(1)
花巻市	6	(3)	2	(1)	久慈市	2	(1)	0	(0)
北上市	7	(3)	4	(2)	二戸市	2	(1)	2	(1)
奥州市	4	(2)	4	(2)	九戸市	2	(1)	2	(1)
平泉町	2	(1)	2	(1)					
設置台数 77 台 30 箇所		無稼働台数 32 台 15 箇所		<b>実質稼働台数 45 台 ※17 箇所</b>					

※同一箇所複数台設置している内の何台かが無稼働であるため。

## 2 立入調査実施状況

### (1) 立入調査件数

自動販売機	69 台 ※長期間無稼働状態のものを除く。
コンビニエンスストア、書店等	69 店舗

### (2) 調査時特記事項

自動販売機	ゴミが散乱している。販売機の破損。通電なし。商品なし。
コンビニ等	環境浄化条例のリーフレット配付。区分陳列、ビニール包装について指導。

※立入調査員：本庁 4 室課、6 教育事務所、7 振興局関係 延べ 40 名

3 「春のあんしんネット・新学期一斉行動」街頭キャンペーン ※昨年度の様子



## 「春のあんしんネット・新学期一斉行動」街頭キャンペーン実施概要

### 1 趣旨・目的

スマートフォン等の急速な普及に伴い、SNS等のソーシャルメディアを利用する青少年が増加し、高い利便性が得られる一方で、長時間利用による生活習慣の乱れや依存症の発症が懸念されるほか、不適切な利用により、青少年が犯罪の被害者や加害者となったり、いじめや思いがけないトラブルに遭ったりしてしまうケースが多く見られます。

青少年がこれらのリスクと対応を理解した上で、インターネット等を正しく利活用できる環境の整備が一層重要となっていることから、多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の新入学の時期に重点を置き、中学・高校の新入生や保護者層に、スマートフォン等のリスクや必要な対応を考えてもらうきっかけづくりを目的に、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」と称し、集中的な広報・啓発を図るものです。

### 2 主 催

岩手県、岩手県教育委員会、岩手県警察本部  
総務省東北総合通信局、安心ネットづくり促進協議会

### 3 日 時

令和7年3月1日（土） 13:00～15:00

### 4 場 所

イオンモール盛岡  
(岩手県盛岡市前潟4丁目7-1 1階中央入口付近)

### 5 内 容

- (1) 各種啓発チラシ・ティッシュ等の配布  
会場付近を通行する児童・生徒及び保護者等にチラシ・ティッシュを配布。
- (2) 出展者による各種体験等  
フィルタリング、ネット安全に関する体験(タブレット等を使用)や独自講座等の紹介。



## 新名称は「8条指定図書」 不健全図書の名称変更 東京都

2024年9月9日 17時59分

過激な性描写や残虐な表現などがあるとして、東京都が条例で未成年への販売などを禁止している「不健全図書」の名称について、都は条例の趣旨を誤解なく明確に伝えることを目的に「8条指定図書」に変更しました。

都は、青少年健全育成条例の8条で過激な性描写や残虐な表現などがある書籍について「不健全図書」に指定し、未成年への販売や閲覧を禁止しています。

この名称をめぐる「不健全」という名称が不当なイメージを与え、書店や通販サイトによる販売の自主規制につながり、本来、許されている成人向けにも販売が制限されるなどとして、ことし3月、漫画家で作るグループが都議会の会派に変更を求めています。

こうした中、都は名称を変更し、9日、都庁で開かれた未成年への販売を禁止する書籍を審議する都の審議会の資料で、これまで「不健全図書」としていたものを新たな名称の「8条指定図書」と表記しました。

都の担当者は「条例の趣旨が誤解なくより明確に伝わるようにするため変更した」と説明していて、都は今後ホームページなどの表記を順次、改めていくとしています。

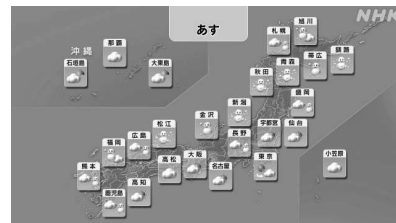
### 漫画家 森川ジョージさん「全国的にも何らかの波及効果を期待」

「不健全図書」の名称変更を求めている漫画家の一人で、「はじめの一步」で知られる森川ジョージさんは「結果が出るには時間がかかると考えていたため正直、驚いているがともうれしい。今回の名称変更によって、全国的にも何らかの波及効果があることを期待したい」とコメントしています。

ニュースを検索

検索

### 天気予報・防災情報



詳細を見る

### 最新・注目の動画



動画一覧を見る

### ソーシャルランキング

この2時間のSNS投稿が多い記事です



- 1 気象庁と国土交通省「緊急発表」大雪警報級おそれある地域と期間
- 2 能登半島地震 42の工事で「入札不調」復興遅れる懸念
- 3 埼玉 八潮 道路陥没 穴の水は下水道管の目詰まりが原因か
- 4 総務相 ネット上の偽情報対策「ガイドラインを春めどに策定」
- 5 今季一番の寒気 北～西日本 あすから日本海側中心に大雪おそれ

ソーシャルランキング一覧を見る

### アクセスランキング

この24時間に多く読まれている記事です



# 大阪府青少年健全育成条例に定める「有害図書類」の広報における名称変更について

報道提供日時	2024年12月16日 14時 00分						
内容	<p>大阪府青少年健全育成条例に定める有害図書の表記について、「有害図書」という言葉が誤解を与える可能性があることから、名称変更を行うこととしましたので、お知らせいたします。</p> <p>【今回の変更に関する大阪府青少年健全育成条例の規定内容】</p> <p>条例第13条に「有害な図書類の指定」の規定があり、性描写等、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものを有害図書類として指定し、青少年への販売・閲覧等を禁止しております。</p> <p>【変更内容】</p> <table><thead><tr><th>変更前</th><th>変更後</th></tr></thead><tbody><tr><td>有害図書</td><td>大阪府青少年健全育成条例第13条に定める図書類 (略称) 13条指定図書類</td></tr><tr><td>有害玩具刃物類</td><td>大阪府青少年健全育成条例第16条に定める玩具刃物類</td></tr></tbody></table>	変更前	変更後	有害図書	大阪府青少年健全育成条例第13条に定める図書類 (略称) 13条指定図書類	有害玩具刃物類	大阪府青少年健全育成条例第16条に定める玩具刃物類
変更前	変更後						
有害図書	大阪府青少年健全育成条例第13条に定める図書類 (略称) 13条指定図書類						
有害玩具刃物類	大阪府青少年健全育成条例第16条に定める玩具刃物類						

	(略称) 16条指定玩具刃物類
有害役務営業	大阪府青少年健全育成条例第3条第7号 に定める役務営業 (略称) 3条7号規定役務営業
店舗型有害役務営業	大阪府青少年健全育成条例第3条第8号 に定める店舗型役務営業 (略称) 3条8号規定店舗型役務営業
無店舗型有害役務営業	大阪府青少年健全育成条例第3条第9号 に定める無店舗型役務営業 (略称) 3条9号規定無店舗型役務営業
<p>※併せて、有害玩具刃物類（クロスボウ等）、有害役務営業（いわゆる「JKビジネス」）についても名称を変更いたします。</p>	
部局	福祉部 子ども家庭局子ども青少年課 青少年育成グループ
ダイヤルイン番号	06-6944-9150
メールアドレス	kodomoseishonen@gbox.pref.osaka.lg.jp

## 関連リンク

- [大阪府青少年健全育成条例の運用](#)